

## 研究データの管理・利活用に関する取組状況の評価体系への導入について

令和4年11月25日  
関係府省申し合わせ

### 1. 趣旨

第6期科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定、以下「基本計画」という。）や「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定、以下「基本的な考え方」という。）等において、公的資金による研究データの管理・利活用を図るため、これらの取組の状況を研究者、プログラム、機関（※）等の評価体系に導入することとしている。本紙は、関係府省における評価体系への導入に際し、参考となる指針を示すものである。

（※）ここで「機関」は、後述の「研究開発を行う機関」を指す。

### 2. 用語の定義

用語の定義は、科学技術・イノベーション基本法、基本計画、基本的な考え方、「統合イノベーション戦略2022」及び「国立研究開発法人におけるデータポリシー策定のためのガイドライン」に準ずる。

- 研究データ：公的資金による研究開発の過程で生み出される全てのデータで、電磁的な形態により管理可能なもの。研究ノートやメモ、実験や観測、シミュレーション等から直接得られたデータやそれを加工したデータ、論文のエビデンスとなるデータ等が含まれる。
- 管理対象データ：研究データのうち、研究者の所属する大学、大学共同利用機関法人、国立研究開発法人等の研究開発を行う機関や資金配分機関の基準等に基づいて、管理・利活用の対象として、研究者がその範囲を定めるもの。
- メタデータ：管理対象データを説明するための情報から構成されるデータ。データの名称、データの説明、データの管理者、データの所在、連絡先、データの保存・共有・公開の方針等の情報を含む。
- データポリシー：研究データの管理・利活用についての組織としての方針。
- DMP：データマネジメントプランの略。
- オープン・アンド・クローズ戦略：データの特性から公開すべきもの（オープン）と保護するもの（クローズ）を分別して公開する戦略。
- 研究開発を行う機関：国の運営費交付金等の公的資金により運営を行う大学、大学共同利用機関法人、国立研究開発法人等。研究開発とは、基礎研究、応用研究及び開発研究をいい、技術の開発を含む。
- 資金配分機関：e-Radに登録された公募型の研究資金を配分する各府省又は研究開発法人等の全部又は一部の担当部門。例えば、一つの法人の中に研究開発を行う部門及び公募型の研究資金を配分する部門の双方が存在する場合は、前者は研究開発を行う機関、後者は資金配分機関に該当するものとする。

### 3. 対象

研究データの管理・利活用の取組を評価体系に導入する対象は、基本計画、基本的な考え方及びその他関係府省間にて申し合わせた事項に準ずる。

- 研究開発を行う機関のうち国立大学法人、大学共同利用機関法人及び国立研究開発法人<sup>1</sup>は、基本的な考え方において、2025年までにデータポリシーを策定することとされており、研究開発に関してこれらの機関が行う評価を対象とする。
- 資金配分機関は、基本的な考え方において、公募型の研究資金の全ての新規公募分に対して、DMP 及びこれと連動したメタデータの付与を行う仕組みを 2023 年度までに導入することとされており、対象としている全ての新規公募分に対して、仕組みを導入したものから評価を隨時行うものとする。なお、基本的な考え方において、「公募型の研究資金」とは、e-Rad において、システムの対象として規定される公募型の研究資金としていたが、本紙では、競争的研究費及びその他の公募型の研究費の競争的研究費への一本化を踏まえ、競争的研究費制度に含まれるものを作対象とする。

### 4. 評価体系への導入の観点

管理対象データの管理・利活用を効果的かつ適切に実施することを推進するため、以下の点に留意し、それぞれの事業の特性等に基づき、研究データの管理・利活用の取組の状況を評価体系に導入する。

#### (1) 評価の観点

研究データの管理・利活用の取組が推進されているかを評価する。例えば、以下の取組を行っているか評価する。

- 研究開発を行う機関のデータポリシーに基づき、研究データの管理・利活用を行っているか。
- 資金配分機関等の定めに沿った DMP を策定しているか。
- 管理対象データにメタデータを適切に付与しているか。
- DMP に基づいて管理対象データを適切に保存するとともに、これをオープン・アンド・クローズ戦略に基づき公開・共有しているか。

(参考) 評価の際に具体的に確認できる事項の例としては、以下のようなものがある。

- DMP の作成・提出状況
- メタデータのうち、管理対象データの利活用・提供方針やアクセス権
- リポジトリ等におけるメタデータの公開状況

---

<sup>1</sup> 国立研究開発法人については、資金配分機関である日本医療研究開発機構（AMED）、科学技術振興機構（JST）及び新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）を除く。

## (2) データ・指標

メタデータ数やデータ量等の定量指標を評価に関連する指標として扱う場合には、研究データの管理・利活用を適切に行っているための判断の根拠とするものであり、単にその多寡を評価するものではないことに配慮する必要がある。(備考・留意点も参照)

## (3) 備考・留意点

- 研究機関や所属機関等の特性により、研究データの特性、粒度等が異なるため、メタデータの数、公開・共有の割合等の数値の多寡は考慮するものではない。
- 公開、共有、非共有・非公開の件数については、合理的な理由（注）により公開及び共有の範囲を設定すべきものである。従って、積極的な利活用は推奨されるものの、単に公開や共有の件数が多ければ良いというものではない。  
(注)個人情報、企業の秘密情報、研究の新規性、我が国の安全保障等の観点から留意すべき研究データは非公開とすることが求められる。また、産業競争力や科学技術・学術的な優位性を確保するために、公開による利活用の促進とのバランスを考慮しつつ、適切なエンバーゴ（时限非公開）期間を設定することも想定される。
- 研究データの管理・利活用を促進する独自の取組を行っている場合は、これを積極的に評価する。(例：研究データ共有のためのデータベース構築、共有にあたっての研究データの標準化の推進、マネジメントのためのシステムの構築等)
- 研究開発評価に係る負担を軽減する観点から、研究開発を行う機関や資金配分機関において、整合的かつ効率的な評価となるよう留意する<sup>2</sup>。

### <参考>

- 科学技術・イノベーション基本法（平成七年法律第百三十号）  
[https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=407AC1000000130\\_20210401\\_502AC0000000063](https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=407AC1000000130_20210401_502AC0000000063)
- 第6期科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）  
第2章 Society 5.0 の実現に向けた科学技術・イノベーション政策  
2. 知のフロンティアを開拓し価値創造の源泉となる研究力の強化  
(2) 新たな研究システムの構築（オープンサイエンスとデータ駆動型研究等の推進）  
<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/6honbun.pdf>
- 公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方  
(令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定)  
<https://www8.cao.go.jp/cstp/kenkyudx.html>
- 統合イノベーション戦略2022（令和4年6月3日閣議決定）

<sup>2</sup> 「国的研究開発評価に関する大綱的指針」(平成28年12月21日内閣総理大臣決定)

(<https://www8.cao.go.jp/cstp/kenkyu/taikou201612.pdf>)

第2章 Society 5.0 の実現に向けた科学技術・イノベーション政策

2. 知のフロンティアを開拓し価値創造の源泉となる研究力の強化

(2) 新たな研究システムの構築(オープンサイエンスとデータ駆動型研究等の推進)

[https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/togo2022\\_honbun.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/togo2022_honbun.pdf)